

第5回熊取町公共交通会議

日時：令和4年5月19日（木）15時00分～

場所：熊取町役場北館3階 大会議室

議 事 次 第

1. 開 会

委員紹介

2. 議 事

(1) 熊取町AIオンデマンド交通実証実験の再実施について

その他 熊取町公共交通について

3. 閉 会

事務連絡（今後のスケジュールなど）

熊取町公共交通会議設置要綱

制定令和3年5月14日

(目的)

第1条 熊取町公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) その他町長が必要と認める事項

(構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 住民又は利用者を代表する者
- (3) 大阪運輸支局長又はその指名する者
- (4) 公共交通事業者の組織する団体が指名する者
- (5) 町議会議員
- (6) 大阪府泉佐野警察署長又はその指名する者
- (7) その他町長の指名する者

2 前項に掲げる委員は、代理人を出席させることができる。ただし、学識経験を有する者として委員を委嘱されている者は除く。

3 委員のうち行政機関の職員及び団体から指名された者の任期については、その職にある期間とする。

(役員)

第4条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 2 会長は、前条第1項第1号委員をもって充てる。
 - 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
 - 4 会長は、会務を総括し、交通会議を代表する。

- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 交通会議の会議は原則として公開とする。ただし会長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(意見の聴取)

- 第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し交通会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第7条 交通会議の庶務は、熊取町都市整備部道路公園課において処理する。

(その他)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(第3条関係)

熊取町公共交通会議委員名簿

役 職	所属・役名	氏 名	備 考	区 分
会長	日本交通学会会員 都市文化地域経済研究学堂事務局長 博士(経済学) 熊取町まちづくりアドバイザー	井上 馨 イノウエ カオル		学識経験を有する者 (第1号)
副会長	熊取町自治会連合会会長	古井 与一 フルイ ヨイチ	大久保区長	住民又は利用者 (第2号)
委員	熊取町長生会連合会会長	松浪 敏 マツナミ サシ		
委員	国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局 (輸送部門) 首席運輸企画専門官	酒井 敏一 サカイ トシカズ		運輸支局長 又はその指名する者 (第3号)
委員	南海ウイングバス株式会社 取締役営業部長	讃井 聡 サナイ サシ		公共交通事業者の組織する団体が指名する者 (第4号)
委員	一般社団法人大阪タクシー協会 常任理事 地域交通委員長	芝辻 徹 シバツジ トオル	大阪第一交通(株) 代表取締役社長 【町内乗入業者】 新泉陽タクシー 新大阪タクシー 大阪第一交通	
委員	熊取町議会副議長	河合 弘樹 カワイ ヒロキ		町議会議員 (第5号)
委員	熊取町議会議員 (事業厚生常任委員会委員長)	渡辺 豊子 ワタベ トヨコ		
委員	大阪府泉佐野警察署 交通課長	中村 俊夫 ナカムラ トシオ		警察署長又はその指名する者 (第6号)

議事（1）

熊取町 AI オンデマンド交通実証実験の再実施について

1. 令和3年度第4回熊取町公共交通会議におけるご意見

- ・まん延防止等重点措置が適用された時期でタイミングが悪く、有効なデータが得られていないため、再度の実施は必要である。／ 実施時期、期間については秋頃に2ヵ月がよい
- ・乗降場所、実施エリアの再検討や拡大が必要ではないか
- ・周知PRが不十分、周知方法について再検討が必要ではないか

2. 今後の方針

会議での意見をふまえ、6月補正予算で計上の上、改めてAIオンデマンド交通実証実験を実施したい。

＜再実施内容（案）＞

○実施期間：令和4年9月から2ヵ月程度

○実施地区：自由が丘、五月ヶ丘、小谷、若葉、緑ヶ丘、高田

※バス停から遠く、また既実施地域とタクシー1台で移動が可能な交通動線を同じくする
3地区を追加。

○乗降場所：【地域内】各地区内3か所程度

【目的地】JR熊取駅、永山病院、万代、熊取町役場、バス方転地2か所

松源、煉瓦館、ひまわりドーム ※動線上の主要目的地3カ所を追加

3. 周知PR方法

- ・各乗降場所へのポスター設置、実験実施地区にPRチラシ配布（広報9月号）
- ・町ホームページに記事掲載、報道提供
- ・各自治会、長生会及び福祉委員などへの説明会

＜昨年度実施の上記PRに追加（案）＞

- ・同時配布PRチラシをわかりやすく簡略化
- ・全体周知のため広報9月号に記事掲載

4. 今後のスケジュール

R4年度	5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月		
	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬
熊取町 AIオンデマンド 交通実証実験							●6月補正予算措置の上、事業者契約																	
	←乗降場所選定・関係者協議						←運輸局手続きなど(必要期間:2か月)						9月以降実験再開											
							●再開PR						●9月号広報(記事掲載、PRチラシ配布)等											
													●利用者アンケート						←分析・検証			●成果物納品		

熊取町予約制乗合タクシー(AIオンデマンド交通実証実験)

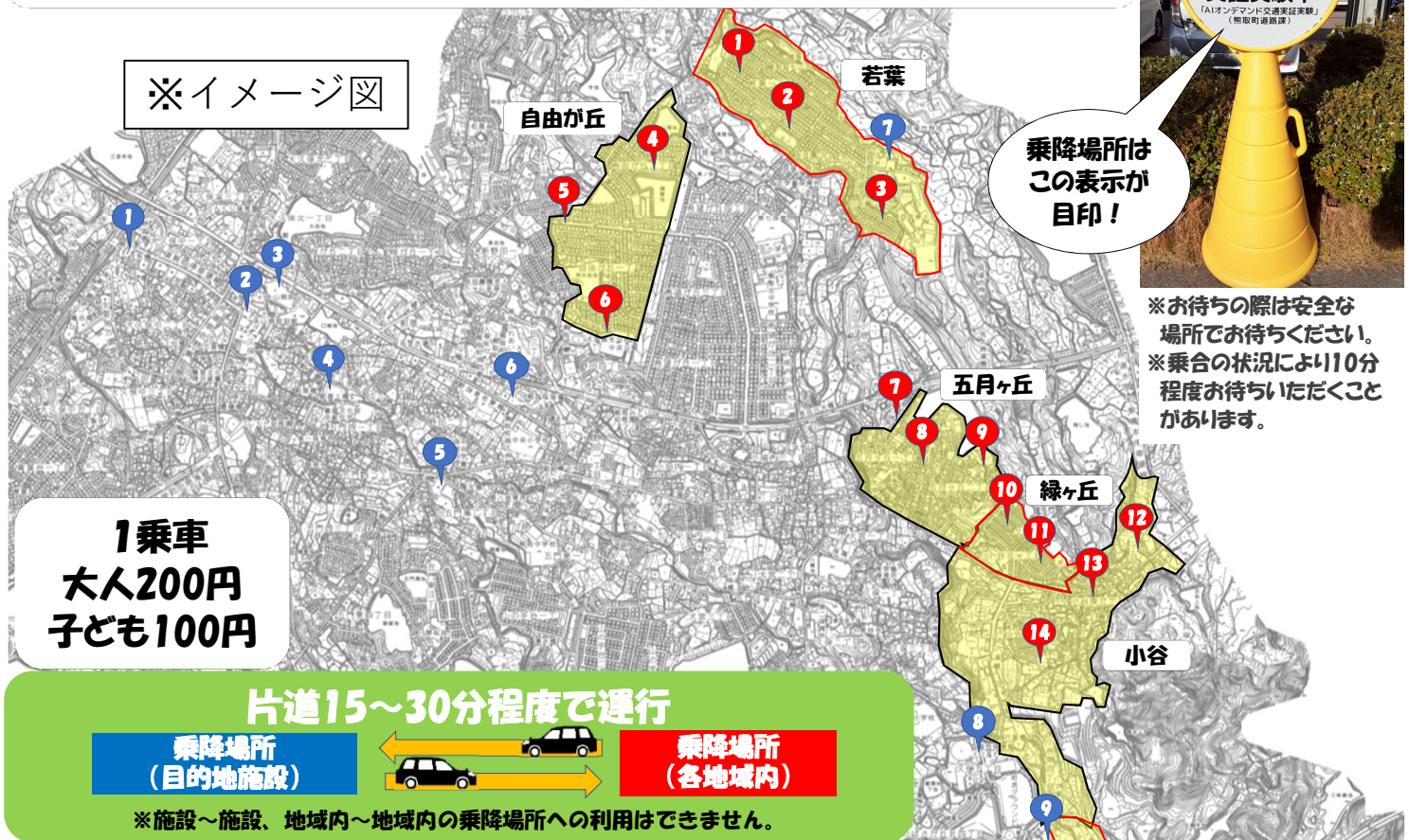
- 実施期間: 令和4年9月0日～10月0日 ※予約は令和4年9月0日から開始
- 運行時間: 月～日曜日(祝日含む) 9時～17時(12～13時運休)
- 予約方法: 電話かネットにより予約(予約受付期間: 乗車予定の7日前～1時間前)



乗降場所は
この表示が
目印!

※お待ちの際は安全な
場所でお待ちください。
※乗車の状況により10分
程度お待ちいただくこと
があります。

※イメージ図

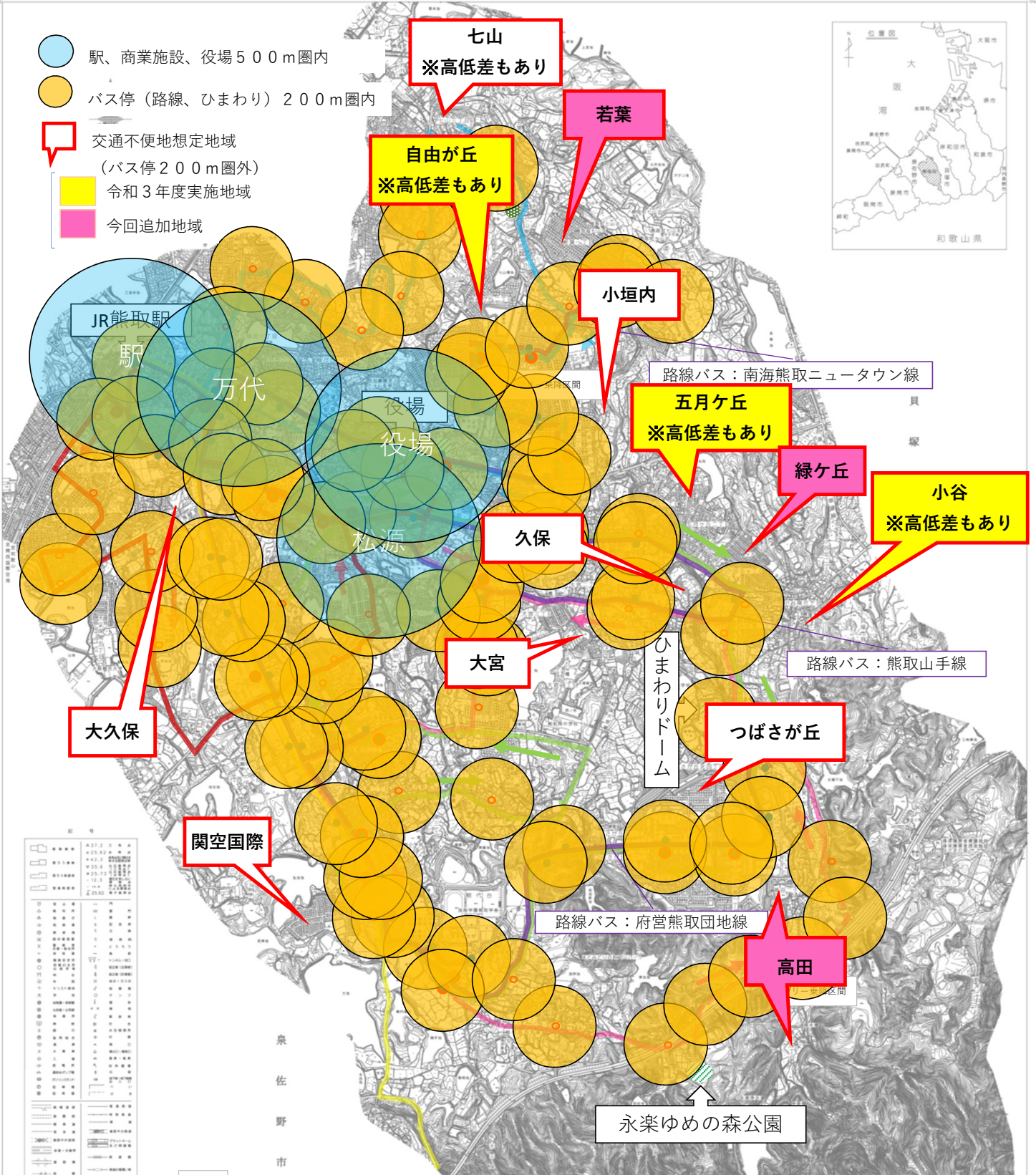


【AIオンデマンド交通実証実験の目的】
高齢化の進行などによる「買い物難民」や「ラストワンマイル問題」といった課題の解決に向け、きめ細かな移動手段としてスマートモビリティを検証するべく、実施するものです。



※乗合のため、他の乗降場所を
経由する場合があります。
※交通状況により遅延する場
合があります。
※多人数やお急ぎの際には、路線
バス・ひまわりバス・タクシー
なども便利です。併せてご
利用下さい。

- 駅、商業施設、役場500m圏内
- バス停（路線、ひまわり）200m圏内
- 交通不便地想定地域
(バス停200m圏外)
- 令和3年度実施地域
- 今回追加地域



<p>● 商業施設・病院</p> <p>● 主要公共施設</p> <p><ひまわりバス></p> <p>— つばさが丘方面循環コース</p> <p>— 七山方面循環コース</p> <p>— 青葉台方面循環コース</p> <p>— 自然公園方面循環コース</p> <p><路線バス></p> <p>— 南海ウイングバス(株)</p> <p>— 和歌山バス那賀(株) 粉河熊取線</p>	<p>○ ひまわりバス バス停</p> <p>● 南海バス バス停</p> <p>● ひまわりバス・南海バス 兼用バス停</p>
---	--

- 凡例**
- 商業施設・病院
 - 主要公共施設
 - <ひまわりバス>
 - つばさが丘方面循環コース
 - 七山方面循環コース
 - 青葉台方面循環コース
 - 自然公園方面循環コース
 - <路線バス>
 - 南海ウイングバス(株)
 - 和歌山バス那賀(株) 粉河熊取線

熊取町の主な公共交通	主な役割	ルート数	1ルート最大所要時間	運賃
路線バス	熊取駅～地域間の連絡	主要3ルート	約20～30分 (泉佐野駅：約35～50分)	170～310円 (泉佐野駅：170～470円)
ひまわりバス	町内の公共施設を循環(路線バスを補完)	4ルート	約30～40分 (1台2ルート)	1乗車100円
タクシー	任意の場所間の移動	—	—	—

(その他)

熊取町公共交通について

1. 公共交通に関する現状

令和2年11月から原則全ての地方公共団体で地域公共交通計画(※)を策定することとされており、令和5年度末の計画策定を目標に協議を進めている。また、本町においては「ラストワンマイル問題」などの課題が顕在化している中、ゼロベースでよりよい公共交通網を形成し、交通利便性を向上させるため、熊取町公共交通会議において検討を進めている。

【(※) 地域公共交通計画】

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（活性化再生法）に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。

R2.11月に同法の改正により地域公共交通計画作成が努力義務化、原則全ての地方公共団体で策定することとされている。

2. 今後の方針

令和3年度実施の「熊取町公共交通に関するアンケート調査」においても、様々な角度から種々の住民意見がよせられたことも踏まえ、地域公共交通計画策定に際しては、住民や利用者が真に求める公共交通の姿をしっかりと把握したうえで検討すべきである。

このため、課題やニーズなどについて、住民の“生”の意見をさらに収集すべく、住民・利用者等で構成するワークショップ形式の会議を設置し、収集した意見等について、活性化再生法に基づき今後設置予定の（仮称）熊取町公共交通協議会を活用するなどしながら、計画策定に向けた議論・検討を進めていく。

3. 関連事務

- 「令和4年度熊取町公共交通検討業務」（6月初旬契約予定）
 - ・ワークショップ等の運営支援、交通課題整理や資料作成などの補助業務
- 「(仮称)熊取町公共交通協議会」（活性化再生法）
 - ・附属機関条例、非常勤特別職職員報酬等条例の改正（9月議会提案予定）
 - ・熊取町公共交通協議会規則の制定（9月下旬予定）

4. 今後のスケジュール

R4年度	5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月		
	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬
熊取町公共交通会議 法定組織化 【公共交通協議会】	●第5回会議※現行(19日)						※必要に応じて会議開催																				
	業務委託契約●			ワークショップなど方法検討・準備			住民ワークショップなど実施																				
	実証実験結果、住民の声(ワークショップ等)整理・集約																		第1回会議※法定								
	9月議会: 条例改正●									規則制定、要綱廃止●			委員委嘱														